

# 島根県報

平成20年10月24日（金）

第2,029号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
公印の印影等	（ 〃 ）	2
産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧	（廃棄物対策課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	3
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（ 〃 ）	4
保安林予定森林（3件）	（ 〃 ）	4
第10次鳥獣保護事業計画の変更	（ 〃 ）	6
特定鳥獣保護管理計画の変更	（ 〃 ）	6
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	6
平成20年度地籍調査事業の決定の一部改正	（ 〃 ）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	9
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	9
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 課）	10
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（ 〃 ）	10

### 【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	11
公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	12
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	12

### 【正 誤】

平成20年9月5日付け島根県報第2,015号中	（中 小 企 業 課）	12
-------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第834号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成20年10月24日から施行する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の技能検定試験の項中「労働政策課」を「雇用政策課」に改め、同表に次のように加える。

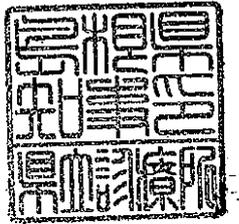
《公立大学法人島根県立大学》			
公立大学法人島根県立大学職員採用試験	総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	結果通知発送の日の翌日から1月間	公立大学法人島根県立大学総務課
公立大学法人島根県立大学職員採用経験者試験	〃	〃	〃
公立大学法人島根県立大学任期付職員採用試験	〃	〃	〃

**島根県告示第835号**

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	新調	島根あさひ社会復帰促進センター診療所開設者としての知事が行う申請、報告等に係る文書専用	平成20年10月1日

**島根県告示第836号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請者

株式会社亀屋産業 代表取締役 大田 展久

隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地

## 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

松江市新庄町1200番地外

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破砕物等を含む。）、がれき類（以上3品目については、石綿含有産業廃棄物を含む。）及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等

5 申請年月日

平成20年10月15日

6 縦覧場所

島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成20年10月24日から同年11月25日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

平成20年12月9日

(3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

---

### 島根県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、江津市土地改良区理事長から押手地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年10月24日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

---

### 島根県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市山口町山口字才京峠1382-1 から1382-3 まで、1383-2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第839号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市都野津町2308-27、2308-30、2308-32、2308-36

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

---

**島根県告示第840号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町畑田651、652続1、661-1、661-2、662、662-1、662続1、663から667まで、669続1、670、671、673、673-1、674、674-1、675、675-1、676、676続1、678-1、678-2、679、680、680続1、681、682、682続1、682続2、683、683-1、683続1、684-1、684-2、685、685-1、685-2、686、686続1、687、688、688-1、689、690-1、690-2、746、747、747続1、748から750まで、750-1、751から754まで、1029-1、1029-2、1032-1から1032-5まで、1035から1037まで、1037-1、1038、1038-1、1039、1040-1、1040内1、1040-2、1040-4、1040-5、1040-8、1040-10、1040-11、1059-2、1059-3、1060-1、1060内1、1060-2、

1060-3、1060-5から1060-8まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第841号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人928

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第842号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町明塚169-8、255、256-12、築瀬567-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第843号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第3項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、変更後の第10次鳥獣保護事業計画は、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 島根県告示第844号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項及び第6項並びに同条第7項において準用する同法第4条第3項の規定により、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画及び特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画を変更したので、同法第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により告示する。

なお、変更後の特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画及び特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画は、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 島根県告示第845号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成19年度～20年度	54枚	1冊	南川上2区	平成20年10月16日
雲南市	平成8年度～20年度	16枚	1冊	飯石（樋の谷）	平成20年10月16日

## 島根県告示第846号

平成20年度地籍調査事業の決定（平成20年島根県告示第375号）の一部を次のように改正し、平成20年10月24日から施行する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項を次のように改める。

松江市	野原② 野原③ 東忌部⑥ 東忌部⑦ 西尾⑥ 朝酌① 朝酌② 東津田⑧ 東津田⑨ 大野① 大野② 大野③ 七類③	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	---	----------------------

表益田市の項を次のように改める。

益田市	遠田 2 高津 1 - 5 久城 3 遠田 - I 高津 1 - 6 遠田 - II 金山・土田 仙道 V 仙道 VI 仙道 VII 仙道 VIII 三谷 I 三谷 II 萩原 - 2 植地 - 1 植地 - 2 植地 - 3 谷口 - 1 谷口 - 2	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	---	----------------------

表安来市の項を次のように改める。

安来市	東比田 8 赤江 2	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	---------------	----------------------

	東比田 9 赤江 3 赤江 4	
--	-----------------------	--

表江津市の項を次のように改める。

江津市	波子 1 区 南川上 2 区 南川上 4 区 南川上 5 区 浅利 1 区 上河戸 1 区 江津 1 区	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	--	----------------------

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	飯石（粟谷 1） 飯石（粟谷 2） 須賀② 須賀③ 上久野② 上久野③ 上久野⑤ 神代	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	--	----------------------

表奥出雲町の項を次のように改める。

奥出雲町	三沢 4 小馬木 1 三成 5 三成 6 三成 7 横田 2 小馬木 2 雨川 1 金川 1	交付決定の日から平成21年3月31日まで
------	--	----------------------

表飯南町の項を次のように改める。

飯南町	頓原 9 獅子 4 頓原12 八神 2 長谷 4 頓原10 長谷 5	交付決定の日から平成21年3月31日まで
-----	--	----------------------

表津和野町の項を次のように改める。

津和野町	商人Ⅱ－2 富田ⅡⅠ 富田ⅡⅡ	交付決定の日から平成21年3月31日まで
------	-----------------------	----------------------

柳村Ⅰ	
柳村Ⅱ	
溪村Ⅲ-2	
溪村Ⅲ-3	
長福①-2	
長福①-3	
長福②-1	
長福②-2	

### 島根県告示第847号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 八神
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市松川町八神10番	1号
〃 564番2	2号
〃 564番3	3号
〃 557番4	4号
〃 21番1	5号から7号まで
〃 19番2	8号
〃 19番1	9号
〃 18番1	10号
〃 17番1	11号
〃 15番1	12号
〃 14番2	13号
〃 13番1	14号
〃 10番	15号

### 島根県告示第848号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称  
隠岐の島町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

## 3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成23年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成16年島根県告示第1,155号の事業地に島根県隠岐郡隠岐の島町下西白賀地内を加える。

## (2) 使用の部分

変更なし

## 島根県告示第849号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき人の 住所及び氏名
849	出雲市塩冶町278-1 学校法人 島根自動車学 園 理事長	出雲市塩冶町278-1 大田市長久町長久イ46- 1	出雲市塩冶町278-1 学校法人 島根自動車学 園 理事長	出雲市塩冶町278-1 出雲自動車学校 校長 大田市長久町長久イ46- 1 大田自動車学校 校長（指 定番号863）

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき場所	売りさばき場所
950	益田市駅前町25-5 西いわみ農業協同組合 代表理事組合長	鹿足郡津和野町口64-2 鹿足郡吉賀町柿木村柿木 565	鹿足郡津和野町口64-2 鹿足郡吉賀町柿木村柿木 565	益田市駅前町25-5（廃 止） 鹿足郡津和野町口64-2 鹿足郡吉賀町柿木村柿木 565

## 島根県告示第850号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成20年9月1日	954	松江市古曾志町567-229 深津 純生	松江市古曾志町567-229
平成20年10月1日	949	雲南市木次町里方614-1 雲南農業協同組合	雲南市木次町里方614-1
平成20年10月15日	940	松江市大正町414 社団法人 島根県貸金業協会	松江市大正町414
平成20年10月15日	943	松江市玉湯町林村鳥ヶ崎2202-4 社団法人 島根県観光開発公社	出雲市大社町北荒木1868-10 島根県立浜山公園管理事務所 浜田市国分町1644-1 島根県立石見海浜公園管理事務所 益田市高津町2612-1 島根県立万葉公園管理事務所

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥出雲青山クラブ

3 代表者の氏名

藤原 友征

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町上阿井764番地

5 定款に記載された目的

この法人は、奥出雲の自然を愛する人々に対して、都市住民との交流をはじめとした、農山村の活性化に資すると思われる各事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量

数値地形図データ作成

写真地図作成

2 作業期間

平成20年10月27日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

江の川 国管理区間（島根県側）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成20年中国地方整備局告示第87号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成20年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業

宍道湖東部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**正**

**誤**

平成20年9月5日付け島根県報第2,015号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から9	50.5立方メートル	40.2立方メートル